

虐待防止のための指針

社会福祉法人むさし野たんぽぽ会

1.虐待防止に関する基本的な考え方

障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

1. 身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制したりする行為。

2. 介助・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。

4. 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。

5. 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止委員会その他組織に関する事項

- 1 虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組成します。なお、本委員会の運営責任者(委員長)は事業所の施設長(管理者)から1名選出し、各施設のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止マネージャー(以下「虐待防止マネージャー」)」とします。
- 2 委員会の委員は、全号に定める委員長、虐待防止マネージャーのほか、看護師、各施設の利用者およびその家族等の代表、苦情解決第三者委員、事務局長とします。
- 3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。
- 4 虐待防止委員会は、必要な都度委員長が招集します。(年1回以上の開催)
- 5 虐待防止委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。
 - ① 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
 - ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための

方法に関すること

- ⑤ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑥ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- 1 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- 2 具体的には、次のプログラムにより実施します。
 - ・ 虐待防止法の基本的考え方の理解
 - ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
 - ・ 発生した場合の改善策 など
- 3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。
- 4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- 1 虐待又はその疑いが発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- 2 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

- 1 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、市町村の窓口等外部機関に通報します。

- 2 虐待防止マネージャーは、上記職員等からの相談及び報告があった場合や、苦情相談窓口を通じての相談には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止マネージャーの場合は、他の上席者が虐待防止マネージャーを代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- 4 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- 5 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- 6 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

虐待防止のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則 この指針は、令和4年12月1日より施行する。